

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

農林漁業者等の輸出の取組を支援します。

＜事業名：農山漁村6次産業化対策事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

申請期間：平成26年2月10日～平成26年5月8日

支援内容

農林水産省が策定した農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略に沿って、今後輸出の拡大が期待される有望なマーケットに参入する事業者が行うジャパン・ブランドの確立に向けた取組、産地間連携の促進等の取組を支援します。

○ 輸出に取り組む事業者向け対策事業

○ 輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が行う、以下の取組を支援します。

1. ジャパン・ブランドの確立に向けた取組

① ジャパン・ブランド調整活動

ア 産地間調整等の調整活動

イ ジャパン・ブランドの事業メニュー間における調整活動

② マーケティング調査

③ ジャパン・ブランドPR

④ セミナー事業

⑤ 品目別ロゴマークの開発や普及

(補助率：①から④にあつては定額、⑤にあつては2分の1以内)

2. 産地が連携した輸出振興体制の構築を図る取組

① 産地が連携した輸出振興体制の整備

② 産地が連携した輸出モデルの実証

(補助率：①にあつては定額、②にあつては2分の1以内)

3. 輸出戦略に沿った産地等の取組

① 輸出環境整備

② 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証

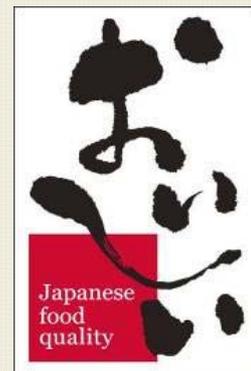
③ 海外市場調査

④ 輸出担当者育成

⑤ 産地PR・国内商談会

⑥ 海外販売促進活動

(補助率：2分の1以内)



※輸出促進のための各種支援策については、以下のHPをご覧ください。

(URL) <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：食料産業局輸出促進グループ (TEL:03-6744-7045)